

非農地通知書交付申請書について

非農地通知書は、登記簿上の地目が農地で、その現状が農地でないため（自然災害や、耕作不適・耕作不便などやむを得ない事情による耕作放棄で荒廃化し、農地としての再生利用が極めて困難と認められる土地等）、農地法の適用がないことを証明するためのもので、農業委員会が発行するものです。

この証明は、農地法などの法律に基づく行政処分ではなく、農業委員会が慣例もしくは都道府県の通達に基づいて事実上の証明行為として行っている、いわゆる行政上のサービス行為です。農業委員会が現地を確認後、非農地に該当するか判断いたします。

必要書類は下記のとおりです。

- (1) 非農地通知書交付申請書
- (2) 土地登記事項証明書（全部事項証明書）原本 ※いわゆる登記簿
- (3) 字図
- (4) 位置図または付近の見取図
- (5) 現況写真（現地に行くことができない場合に限り航空写真でも可）
※（1）及び（2）は法務局で取得できます。

詳細については、農業委員会事務局までお問い合わせください。